

学事第686-2号
令和3年8月25日

各私立大学・短期大学設置者 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

緊急事態宣言期間中における夏季休業期間終了後の
私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

国は8月17日に、本県の緊急事態宣言の期間を9月12日まで延長することを決定しました。

本県の児童生徒及び教職員の感染状況は、夏季休業期間中にも関わらず、陽性者数が増加しており、家庭内感染だけではなく、多くの学校で部活動内のクラスターが発生しております。

私立大学、私立短期大学におかれましては、各学校の実情に応じて引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対策を取られるようお願いいたします。

なお、県立学校における対応を添付いたしますので、対応の参考にしてください。

総務部学事課
専修各種学校担当
電話 048-830-2562